

BRINKS ETHICS & COMPLIANCE

ブリンクス
グローバル制裁ポリシー

2025年1月

目次

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 1. | 目的 | 3 |
| 2. | グローバルな制裁政策の概要 | 4 |
| 3. | ポリシーの適用範囲と配布 | 5 |
| 4. | ポリシー運営 | 5 |
| 5. | 役割と責任 | 5 |
| 6. | ポリシー要件 | 6 |
| 6.1 | リスク評価 | 6 |
| 6.2 | 内部統制 | 6 |
| 6.2.1 | スクリーニング | 6 |
| 6.2.2 | 制裁リスク評価 | 8 |
| 6.2.3 | 追加の手順 | 8 |
| 6.3 | テストと監査 | 9 |
| 6.4 | トレーニング | 9 |
| 6.5 | 経営陣のコミットメント | 9 |
| 7. | エスカレーションと報告 | 10 |
| 8. | 実施 | 10 |
| 9. | 例外 | 10 |
| 10. | 付録 A : クイック リファレンス ガイド - 国際貿易制限 | 11 |

1. 目的

経済制裁および貿易制裁は、通常、個人や団体だけでなく、外国、領土、政権を対象とし、テロや大量破壊兵器の拡散との闘いなど、外交政策上の利益や国家安全保障上の目標を推進することを目的とした制限的措置です。ブリックスカンパニー（「当社」または「ブリックス」）のグローバル制裁ポリシーの目的は、適用される米国および米国以外のすべての制裁法、規則、特に米国財務省の外国資産管理局（「OFAC」）および米国国務省、欧州連合、英国（国王陛下の財務省を含む）、および国連安全保障理事会が管理するもの（合わせて「制裁法」）を遵守するという当社のコミットメントの概要を示すことです。

米国の上場企業として、ブリックスは制裁法を遵守するように設計されたポリシー、手順、その他内部統制を展開しています。ブリックスは多国籍企業として、事業を展開している国の政府によって課された制裁をカバーするのに十分な広範な内部統制を確保しています。これらの管理には、ブリックスの顧客および取引先に対しデューデリジェンス（審査）を実施するためのガイドラインを確立する、ブリックスの顧客確認（「KYC」）手順が含まれます。¹これにはさまざまなツールを使用した制裁スクリーニングと制裁法に基づくリスクの評価、また、適用される制裁法で要求される場合には、資産の凍結または取引の拒否を確実にするためのプロトコル（手順）が含まれます。

ブリックスは、制裁法遵守の一環として、国全体/地域全体にわたる米国の包括的制裁（以下「禁止管轄区域」）の対象となる国/地域に所在するいかなる組織、個人と取引または業務を行うことはありません。また、関連する政府当局によって免除または許可されていない限り、制裁法またはその他包括的な国際貿易規制の規制対象となっている組織、個人、船舶または航空機に関しても、その他のいかなる活動にも従事することはできません。

制裁法の概要

上述したように、制裁法は、それぞれの制裁当局の国家安全保障および外交政策上の利益に反する活動（例：テロリズム、大量破壊兵器の拡散、人権侵害、麻薬密売など）を禁止または制限することにより、外交政策上の利益および国家安全保障上の目標を推進することを目的としています。制裁法は、制限された国、地域、政府、また、特定の国の戦略的産業、および制裁法の対象となる組織、団体、個人、船舶および航空機（総称して「制限対象者」）との間で、またはそれらと関わる、さまざまなビジネス取引および活動を禁止しています。制裁法は、米国、英国、欧州連合、国連を含む多数の政府機関によって管理および施行されています。

特に米国の制裁は非常に広範囲に及んでおり、場合によっては米国事業体だけでなく、米国事業体が所有または管理する企業にも適用されます。さらに米国の制裁は、世界中のどこに住んでいても、すべての「米国人」にも適用されます。これには、海外に居住する米国人や、米国人には禁止されている米国外でのビジネスを支援または促進する可能性のある米国人も含まれ

¹ブリックスのグローバルサービスは、顧客ではないが取引に関与する取引先に対しデューデリジェンス（審査）を必要とする場合があります。これには、荷受人、荷送人、配達および集荷場所、および該当する場合には第三者の受益所有者が含まれますが、これらに限定されません。

ます（例：海外に拠点を置く米国民のブリックス従業員が米国の制裁に準拠していない米国外の取引を「承認」する場合、そのような取引をサポートするために米国によって提供されているブリックスのシステムを利用する場合、または米ドルで発生し、米国の金融システムを通過する可能性のある支払い）。米国の制裁当局は、米国人以外の人物が米国人に制裁違反を「引き起こした」事件を積極的に取り締まってきました。さらに、グローバルに事業を展開する米国の上場企業として、米国の制裁を遵守することがブリックスのポリシーです。

米国では、OFAC と米国国務省が主に 3 種類のプログラムを通して、米国の制裁を管理および実施しています：

- **国/地域に基づく通商禁止** - 特定の国・地域が関与するほぼすべての活動および取引を禁止。（現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、およびウクライナの次の地域：クリミア、ドネツク人民共和国、ルハンシク人民共和国）（以下「禁止管轄区域」）。
- **リストベース/対象を絞った制裁** - 特定の制限対象者（すなわち、対象となる組織、団体、個人、船舶、航空機で、OFAC の特別指定国民および制裁対象者リスト（「SDN リスト」）など、OFAC の制裁リストに記載されている者）、および制裁対象者が直接的または間接的に 50 パーセント以上を所有する事業体を含む）との活動および取引を禁止または制限。
- **政府/活動/セクターに焦点を当てた制裁** - 特定の政府（現在はベネズエラ政府およびアフガニスタン政府）との取引、特定の地域（ロシアなど）の人々に対する特定の「新規投資」活動に従事すること、または特定の種類のサービス提供、特定の国の特定の対象産業セクターでの事業展開（ロシアやベネズエラのエネルギー産業）など、特定のカテゴリーの活動および取引を禁止または制限。

EU や英国など、ブリックスが事業を展開している他の法域でも、しばしば米国の制裁とは範囲が異なる範囲の制裁を維持しています。EU、英国、およびその他米国以外の制裁法は、通常、「リストベース/対象を絞った制裁」と「政府/活動/セクターに焦点を当てた制裁」のカテゴリーに分類されます。

2. グローバルな制裁政策の概要

ブリックスは、OFAC の 2019 年 OFAC コンプライアンスコミットメントのフレームワークに概説されている 5 つの重要な制裁コンプライアンス プログラム要素を中心にグローバル制裁ポリシー（「ポリシー」）を設計しました。²（「コンプライアンスへの取り組み」）は、以下のとおりです：

- リスク評価
- 内部統制
- テストと監査
- トレーニング
- 経営陣のコミットメント

² https://home.treasury.gov/system/files/126/framework_ofac_cc.pdf

ブリックスは、当社の規模、製品および提供するサービス、顧客と取引先、および事業を展開する国と事業を行う国を考慮して、グローバル制裁ポリシーに対してリスクベースのアプローチを採用しています。

3. ポリシーの適用範囲と配布

グローバル制裁ポリシーは、米国外を含む当社のすべてのオフィスおよび子会社を含む、ブリックスのすべての従業員および人員、ならびにブリックスに従事しているか、またはブリックスを代表して行動する権限を与えられている代理人またはコンサルタントにも適用されます。特定の子会社または事業部門、特に米国外で事業を展開しているものに適用される補足的な制裁ポリシーまたは手順は、必要に応じてそれぞれの子会社または事業部門によって規定される場合があります。

グローバル制裁ポリシーは当社のイントラネットに掲載されており、該当するすべてのブリックス従業員はこれを読んでよく理解する必要があります。ブリックスは定期的なグローバル制裁トレーニングを通して、該当するすべての従業員にグローバル制裁ポリシーを提供します。

4. ポリシー運営

当社の最高倫理・コンプライアンス責任者（以下「役員」）が本ポリシーを所有し、発行、維持、および解釈に責任を負います。役員は、少なくとも年に一度、本ポリシーを見直し、更新します。本ポリシーまたは関連手順に明示的に規定されていない、グローバル制裁ポリシーからの逸脱または例外は、事前に役員によって書面で承認されなければなりません。

5. 役割と責任

チーフ倫理・コンプライアンス責任者代理

ブリックスは、グローバル制裁ポリシーの実施責任者として、チーフ倫理・コンプライアンス責任者代理（「責任者代理」）を任命しています。これには、本ポリシーに必要な変更を加えること、本ポリシーの有効性について取締役会および上級幹部に情報を広めること、取締役会および上級幹部にポリシーを改善する機会を伝達することが含まれます。責任者代理は、法務顧問に報告を行い、また、地域コンプライアンスディレクター（「RCD」）と連携して本ポリシーを管理する責任を負います。

責任者代理には、グローバル制裁ポリシーに基づく全責任を果たすため、必要な権限と裁量権が与えられており、これらの責任を、RCD など責任者代理のポリシー実行を補佐する任務を負った従業員に委任することができます。責任者代理は、法務チーム、および必要に応じて外部弁護士や外部アドバイザーと緊密に連携し、本ポリシーが効果的に運用され、適用される規制環境と一致するように、本ポリシーを改良、改訂、その他方法で改善します。

地域コンプライアンスディレクター（RCD）

各 RCD は、それぞれの地域で活動する子会社および事業部門に対して、必要に応じて責任者代理と協議しながら、このグローバル制裁ポリシーを実施、維持、遵守することを保証する責任を負います。RCD は、エスカレーションの窓口として機能し、例外を認め、特定の状況では、このグローバル制裁ポリシーおよびその他の関連ポリシー・手順に従って、顧客 KYC プロセスにおける最終承認を与えます。

その他の当社従業員には、現在のブリックスポリシーおよび手順に従って、当社のスクリーニングツールを使用する際に、特定の顧客情報および/または取引のレビューおよび承認する責任を負う者など、制裁法および本グローバル制裁ポリシーの遵守に関連する特定の承認を与える権限が委任される場合があります。

6. ポリシー要件

以下のセクションでは、5 つのコンプライアンス・コミットメントのさまざまな要素と、これらのコミットメントを遵守するための当社の活動について説明します。

6.1 リスク評価

ブリックスは定期的に評価を実施し、固有の制裁リスクを高めている顧客、取引先、第三者（仲介業者およびサービスプロバイダー）、製品、サービス、提供される地理的位置を特定します。固有の制裁リスクを理解することで、ブリックスはリスクに基づいた意思決定を行い、ポリシーを強化するための管理を実行できます。当社は、特定された明らかな違反または体系的な欠陥の根本的原因を明らかにするために、これらの評価を定期的に更新します。

6.2 内部統制

本ポリシーの重要な側面は、制裁に関連した内部統制の堅固性と有効性です。内部統制には、ポリシー、手順、トレーニング、および、制裁法によって禁止される、もしくは制裁法に基づいて必要とされる活動を特定、阻止、エスカレーション、（必要に応じ）報告し記録を維持するために確立されたシステムが含まれます。これらの内部統制は、適用される法的要件の継続的な遵守を確保するために、関連する制裁当局によって公表された変更に応じて調整および更新されるものとします。さらに、ブリックスが制裁関連の内部統制の弱点を特定した場合、脆弱性の根本的原因が特定され完全に修正されるまで、制限の緩和策を確認し実施するための迅速な措置を講じるものとします。

6.2.1 スクリーニング

世界的には、当社の主要な制裁管理の 1 つは、ブリックスが制限対象者または禁止管轄区域との禁止された取引に関与していないことを保証するために、適切な制裁スクリーニングを実施するということです。ブリックスは、米国、EU、英国、および自身が事業を展開するその他法域で制裁対象となっているテロリスト、犯罪者、その他人物との潜在的なつながりを特定するため、さまざまなツールを通して、制

裁または制限/拒否対象者のスクリーニングを実施します。ブリックスの制裁対象者のスクリーニング手順および KYC 手順の概要は以下に説明されています。

A. スクリーニングのタイミングと頻度

裁または制限/拒否対象者のスクリーニングは、顧客または取引先との正式なビジネス関係を確立する前に実施されるだけでなく、ビジネス関係の継続期間を通して定期的に実施されます。顧客および取引先の継続的な定期検査は、責任者代理によって承認されたさまざまなツールを通して実施され、また必要に応じて追加されます。

B. スクリーニングの範囲

裁または制限/拒否対象者であるブリックス顧客および取引先のスクリーニングは、特に米国、EU、英国、およびその他の関連管轄区域が管理する制裁対象リストの団体、個人、船舶、航空機に対して行われます。たとえばスクリーニングでは、次の制裁リスト、およびその他関連する制裁リスト（総称して「制裁リスト」）が対象になります：

- 米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）が管理する特別指定国民および制裁対象者のリスト（「SDN リスト」）、OFAC および米国国務省が管理する非 SDN 制裁リスト（「米国制裁リスト」）
- 国連安全保障理事会が管理する制裁リスト
- 欧州連合が管理する制裁リスト
- 英国財務省が管理する制裁リスト

すべての制限対象当事者が、裁または制限/拒否対象者のいずれかのリストに掲載されるわけではありません。たとえば、ある事業体が 1 人以上の制裁対象者によって直接的または間接的に 50% 以上所有されている場合、関連リストに掲載されていなくても、当該事業体は制裁対象者である可能性があります。そのため、KYC 手順を含むブリックス手順では、制裁法遵守を確実にするために、ブリックスの担当が見込み顧客・既存顧客および取引先の直接的および間接的な所有者に関する情報請求も求められています。

スクリーニングでは、米国商務省産業安全保障局や他の関連管轄区域の輸出管理当局が発行したものなど、他の制限/拒否対象者リストとの照合も行われます。政治的に影響力があるとみなされる人物（「PEP」）のリスト、およびコンプライアンスリスクを高める可能性のある人物のリストなども同様です。

ブリックスは、スクリーニング時に入手可能な最も完全な情報を使用して、潜在的な真の一致または誤検知を特定します。**制裁スクリーニングが制限対象当事者と一致する可能性がある、または確認された場合、その情報は RCD の検討と最終的な決定のために直ちに RCD にエスカレーションされなければなりません。**

確認された制裁の一致は記録され、必要な次のステップに関する協議のために、RCD および責任者代理にエスカレーションされます。RCD または責任者代理から指導を受けるまでは、制裁一致が確認された当事者とそれ以上の行動や活動を行ってはなりません。RCD および代理人は、RCD または代理人からの指導を受けるまでは、制裁の一致が確認される結果となった制限対象者とはいかなる行為、活動に
関与できないことを、関係する内部関係者に伝達する責任があります。

さらに、法律で義務付けられているように、顧客または取引先が阻止、拒否または制限されると特定された場合、必要に応じて関係を終了し、制裁対象者の資金またはその他財産を凍結し、法務および倫理およびコンプライアンス グループと協議して OFAC またはその他関連規制機関または法執行機関に必要な報告を提出するよう求められる場合があります。

C. スクリーニング記録の保管

KYC 手順で概説されているものを含め、ブリックスは、自身の記録管理要件に従って、制裁または制限/拒否対象者スクリーニングに関連する記録を、顧客との関係が終了してから5年間、または適用される法律で義務付けられている場合はそれ以上の期間、保持します。制限付き当事者スクリーニングツールは、すべての顧客関連情報を電子形式で保持し、その記録をタイムリーに識別、取得、作成できるように設計されています。

6.2.2 制裁リスク評価

上記のスクリーニング手順に加えて、ブリックスの担当者は、顧客および取引先とのビジネス関係、およびそのような誓約に基づいた活動が、このグローバル制裁ポリシーに抵触しないことを確認する必要があります。

たとえばブリックスは、免除または許可されない限り、制裁法に基づく禁止管轄区域内または禁止管轄区域に関与する活動に従事しないことを保証するための特定の手順を維持しています。これには、禁止管轄区域の国民、また禁止管轄区域内に組織し所在する団体に関与する活動が含まれます。**禁止された管轄区域に関与する活動が免除または許可されていると思われる場合は、そのような活動を開始する前に責任者代理の書面による承認を取得しなければなりません。**

6.2.3 追加の手順

ブリックスは、ポリシーのさらなる実施のため、書面による手順を維持し実施しています。この手順はブリックス固有のものであり、当社の日常業務を反映するものです。本ポリシーと手順は、最終的には、従業員の不正行為への関与を防止し、当社およびその子会社に適用される法律、規則、規制を、不注意で違反することを防止することを目的としています。

ブリックスは、ポリシーおよび手順をすべての関係者に伝えます。これには、ポリシー、法務、倫理、コンプライアンスに特化した責務を負う者、上級幹部、およびポリシー関連業務を担当するその他の担当者が含まれます。

6.3 テストと監査

個別の取引に関するものも含め、当社の制裁法および本ポリシーの遵守状況をテスト、監査およびモニタリングすることは、潜在的な弱点、違反、改善の機会を特定するために重要です。テスト、監査、およびモニタリングの取り組みは、当社のリスク評価を通して評価された、当社および各子会社・事業部門の活動のリスクプロファイルに基づいて構築されます。

ブリックス内部監査部門は、当社ポリシーの有効性を評価し、日常業務と、ブリックス子会社、事業部門、職務にて確立されたポリシー、手順、プロセスおよび管理との間に不一致がないかをチェックします。テストと監査は、会社のポリシーの特定の要素に対して、または全社レベルで実施できます。

内部監査がテストや監査などの結果として本ポリシーの弱点を特定した場合、弱点の根本的原因が特定され完全に修正されるまで、責任者代理が緩和策を確認し実施できるよう、弱点を報告するための迅速な措置を講じるものとします。ブリックスは、テストおよび監査部門が組織内で十分なスキル、専門知識、リソースおよび権限を備え、監査対象の活動および部門から独立した上級幹部に対し、説明責任を負うことを保証するものとします。

6.4 トレーニング

制裁法は複雑であり、多くの場合、急速に進化しています。責任者代理は、RCD と連携して本ポリシーをサポートし、制裁法および本ポリシーの継続的な遵守を確保するために、適切な従業員および必要に応じてその他利害関係者に制裁関連のトレーニングを実施します。トレーニングは、当社のリスク評価に応じて定期的に行われます。従業員は、本ポリシーを確認し、関連するトレーニングを完了し、本ポリシーと制裁法遵守に関するブリックスの期待を理解し認識することが求められます。

当社は、制裁法、否定的なテスト結果または監査結果に関する最新情報を提供することを目的としたトレーニングや、コンプライアンス上の懸念、ブリックスポリシー違反、従業員の不正行為特定後の是正措置としてのトレーニングなど、対象を絞った継続的なトレーニングに取り組んでいます。責任者代理は、トレーニングプログラムにすべての関係者が利用できるアクセス可能なリソースおよび資料が含まれていることを確認するものとします。

6.5 経営陣のコミットメント

ブリックスの取締役会を含む上級経営陣および社長兼最高経営責任者（「CEO」）は、潜在的な制裁法の違反、および当社とその従業員がポリシーを遵守する上での欠陥の深刻さを認識しています。コンプライアンス・コミットメントを完全に遵守するために、社長およびCEO、その他の上級幹部は当社ポリシーをサポートし、これに尽力します。役員は当社制裁法および本ポリシーの遵守に関して、取締役会に定期的に報告するものとします。当社

の上級経営陣は、当社の制裁リスクと発覚を効果的に管理する方法でポリシーと手順を展開するために、ポリシー関連の責任を負う関連法務部門およびコンプライアンス部門に十分な権限と自律性が委任され、適切なリソース（人的資本、専門知識、情報技術を含む）が提供され、適切なサービスが提供されるように努めます。

7. エスカレーションと報告

制裁法違反の疑いのある、および/または実際の違反の疑いを特定し報告することは、コンプライアンスにとってきわめて重要です。当社がこれらの法律の遵守を確実に維持するための措置を講じることは、ブリックスに雇用されている、またはブリックスを代表して行動する権限を与えられているすべての人物の責任です。ブリックスの従業員が制裁違反の可能性や制裁回避の可能性について知った、またはその疑いを持った場合、上司、別の上司、RCD、法務部門またはコンプライアンス部門、責任者代理、または役員に報告しなければなりません。さらに、ブリックスの従業員は誰でも、倫理ホットラインに匿名で連絡することができます。<https://brinkshotline.ethicspoint.com> これは 30 以上の言語に対応しており、利用可能な場合はそのサイトに記載されている現地の電話番号に電話で問い合わせることもできます。

潜在的または実際の違反を報告しただけで、報告した従業員の雇用に不利な影響を及ぼすことはありません。ブリックスは報告に対して報復措置を講じず、すべての従業員は報復を恐れることなく違反の可能性を報告する必要があります。違反の可能性を報告しなかった場合、懲戒処分が科される可能性があります。

RCD を含む監督者または管理職にある従業員は、制裁関連の違反の可能性の報告を受け取った場合、その報告が責任者代理に確実にエスカレーションされるように確認するものとします。当社は、誠実に提起された懸念を速やかに調査し、コンプライアンスを確保するために適切な措置を講じ、必要に応じて関連する懸念に対処します。

規制上の報告が必要な場合、または望ましいと考えられる場合、責任者代理は、適切な場合には資格のある外部弁護士のサポートも含め、該当する法務チームおよびコンプライアンスチームと連携して、報告が適時、正確かつ完全であることを保証します。

8. 実施

このグローバル制裁ポリシーに違反したことが判明した人物は、解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。ブリックスは違反に関わる事件を調査し、違反が特定または疑われている場合には、必要に応じて法執行機関を介入させ、協力する場合があります。

9. 例外

グローバル制裁ポリシーからの逸脱または例外は、審査のために提出され、責任者代理により書面にて承認される必要があります、また定期的に見直されます。

10. 付録A : クイック リファレンス ガイド - 国際貿易制限

| 国 | 制限事項の概要 |
|----------|--|
| ベラルーシ | <ul style="list-style-type: none"> 米国とEUはベラルーシに対し大幅な輸出規制、および、特定の個人や団体に対し制裁を発動。 |
| キューバ | <ul style="list-style-type: none"> 米国企業、米国国民、および米国以外の子会社は、直接的または間接的にキューバとの商品またはサービスの取引のほとんどを禁止。 キューバに対する制限に関しては、カナダおよびEUの阻止法を含む現地法を参照する必要あり。 |
| イラン | <ul style="list-style-type: none"> 米国法は、イランとのほとんどの取引に米国人および米国企業が関与することを禁止。 米国および一部の現地法は、米国以外の企業によるものも含め、イランの銀行が関与する活動を禁止。 |
| リビア | <ul style="list-style-type: none"> 米国の法律では、SDNリストに掲載されていない限り、リビア政府、リビア中央銀行、およびそれらの機関、団体、管理対象団体との取引を許可。 EUを含む現地法により追加の制限が科される場合あり。 |
| ミャンマー | <ul style="list-style-type: none"> 米国政府は、貴石生産者を含む軍事クーデターに関連した個人および団体を対象とした制裁を発動。 |
| 北朝鮮 | <ul style="list-style-type: none"> 米国の制裁により、韓国政府、労働党およびその職員の財産が封鎖され、米国の個人、企業、外国支店に対し、北朝鮮関連のほとんどの輸出、再輸出、輸入を禁止。 国連決議により、武器および関連物資、核併記利用用機器、贅沢品のほとんどの輸出を禁止。 国連決議により、北朝鮮からの武器および軍事技術の輸出、または北朝鮮からの物品、サービス、または技術の輸入を禁止。 |
| スーダン | <ul style="list-style-type: none"> スーダンとのほとんどの取引は、特定の団体に対するいくつかの制限を条件として許可。 |
| シリア | <ul style="list-style-type: none"> 米国法は、シリアに関するほとんどの取引への米国人または企業の関与を禁止。 米国法は、シリアへの米国原産品目の輸出に許可要件を設けており、一般にそのような許可は拒否。 |
| ロシアとクリミア | <ul style="list-style-type: none"> 米国人によるロシアおよびウクライナのクリミア地域への物品やサービスの輸出入を含む活動に対し、ほぼ包括的な禁輸措置あり。 米国人以外に対する潜在的な制限を含む米国の対ロシア制裁は、特にエネルギー、石油、鉄道、金属、鉱業、防衛、諜報などの経済分野で継続的に拡大。 |
| ベネズエラ | <ul style="list-style-type: none"> ベネズエラ中央銀行を含む、ベネズエラ政府およびマドゥロ (Maduro) 政権に関係する特定の個人および団体は、制裁対象となる。 米国法は、米国人がベネズエラ経済の金部門で活動する特定の団体と取引することを禁止。 |